

横浜市地域緑のまちづくり事業要綱

制 定 平成23年10月31日 環創み第1472号（局長決裁）

改 定 平成25年4月1日 環創み第3154号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第6条の趣旨である地域の緑化を支援し、地域と横浜市（以下「市」という。）の協働により、地域にふさわしい緑化等を地域ぐるみで進める地域緑のまちづくり事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「緑のまちづくり推進団体」（以下「推進団体」という。）とは、事業実施地域において地域の合意のもとに自治会、町内会等の地縁団体又は商店街団体及び企業集合体等の団体を基礎として結成された緑のまちづくりを推進する団体をいう。
- (2) 「民有地」とは、市の所有ではない土地のうち公道沿いなどの公共性の高いもの及び市が推進団体に貸し付けた未利用公益用地等をいう。
- (3) 「景観木」とは、推進団体が策定する地域緑化計画に定められた樹木をいう。
- (4) 「公共施設」とは、市が所管する施設及び土地をいう。ただし、民有地は含まない。

（事業実施地域）

第3条 市長は、既成市街地において、次の各号に掲げる地区の中から事業の実施地域を決定することができる。

- (1) 都市緑地法に基づく「横浜市水と緑の基本計画」の拠点を含む地区
- (2) 都市計画法に基づく「地区計画」を策定済み又は策定を検討中の地区
- (3) 市のまちづくりに関する活動を実施中又は実施を検討中の地区
- (4) 事業の実施について地域による発意がある地区

（事業内容及び役割分担）

第4条 事業については、次の各号に掲げるものを実施するものとする。

- (1) 推進団体は、地域緑化計画を策定する。
- (2) 市長は、必要に応じて専門家の派遣や緑化実験を行う等、前号に定める地域緑化計画の策定を支援する。
- (3) 推進団体と市長は、双方が互いに対等な関係のもと、理解・尊重し、協働により地域にふさわしい緑化等を地域ぐるみで進めていくために必要な事項を定める協定を締結する。
- (4) 推進団体は、地域緑化計画に基づいて、民有地の緑化、景観木の保全、緑の維持管理活動を実施する。
- (5) 市長は、推進団体が地域緑化計画に基づいて実施する民有地の緑化に係る費用を助成する。

- (6) 市長は、推進団体が地域緑化計画に基づいて実施する景観木の保全に係る経費を助成する。
- (7) 市長は、推進団体が地域緑化計画に基づいて実施する緑の維持管理活動に係る経費を助成する。
- (8) 市長は、地域緑化計画及び協定書に基づいて、公共施設の緑化を実施し、維持管理に努めるものとする。

(地域緑化計画)

第5条 前条第1号の地域緑化計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地区の範囲
- (2) 緑化方針
- (3) 緑化整備計画（私有地・公共施設）
- (4) 景観木保全計画
- (5) 緑の維持管理活動計画
- (6) 概算事業費（年次計画を含む。）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(協定の締結)

第6条 第4条第3号の協定は、第1号様式のとおりとし、次の各号に掲げる事項を定めた書類を添付するものとする。

- (1) 地域緑化計画書
- (2) 推進団体規約
- (3) 推進団体役員名簿
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に定める協定の有効期間は、協定締結の日から5年間を限度とする。

3 市長は、協定を締結したときは、第4条第1号により策定した地域緑化計画について、その概要を公表するものとする。

4 協定締結期間中に、第6条第1項第2号若しくは第3号に定める添付書類の内容又は代表者印に変更が生じた場合には、速やかに市長に変更届出書（第2号様式）の正本及び副本を提出するものとする。

(事業実施の責務)

第7条 推進団体は、当該地区の協定に基づき、地域の特性に合わせた緑化の推進に努めるものとする。

2 推進団体は、当該地区の地域緑化計画に定めた緑の維持管理活動計画に基づき、協定の期間及び協定の期間経過後の緑地等の適切な維持管理に努めるものとする。

3 市長は、協定において、当該地区の地域緑化計画書に公共施設の緑化整備計画が定められている場合、予算の範囲内で整備に努めるものとする。

4 市長は、別に定める助成金交付要領により、推進団体との協定に基づく私有地の緑化、景観木の保全、緑の維持管理活動に対して、助成を実施するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の横浜市地域緑のまちづくり事業要綱の規定により作成されている様式書類は、平成25年9月30日までは、適宜修正の上使用することができる。

第1号様式（第6条第1項）

「 地区地域緑のまちづくり事業」に関する協定書

「 地区緑のまちづくり推進団体」（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）とは、 地区における地域緑のまちづくり事業（以下「事業」という。）の実施に当たって、横浜市地域緑のまちづくり事業要綱（以下「要綱」という。）第4条第3号に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙双方が互いに対等な関係のもと、理解・尊重し、協働により地域にふさわしい緑化等を地域ぐるみで進めていくために必要な事項を定めるものとする。

（事業目的の共有）

第2条 甲及び乙は、協働により、地域にふさわしい緑化等を地域ぐるみで進めるという事業目的を共有する。

（事業の実施）

第3条 甲及び乙は、添付した 地区地域緑化計画（以下「地域緑化計画」という。）に基づき、事業の実施に努めるものとする。

（事業の役割）

第4条 甲及び乙は、別表に定める役割を分担し、各々の責により事業の実施に努めるものとする。

（経費分担）

第5条 事業実施に必要な経費の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 民有地の緑化、景観木の保全、緑の維持管理活動に必要な経費について、甲は、毎年度作成する事業収支予算書に基づく経費を負担する。また、乙は、横浜市民有地緑化助成金交付要領、横浜市景観木保全助成金交付要領、横浜市地域緑化活動支援助成金交付要領に基づく助成金を、予算の範囲内で交付するものとする。
- (2) 公共施設の緑化に必要な経費については、乙が予算の範囲内で負担するものとする。

（成果の帰属）

第6条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、甲及び乙の両者に帰属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、民有地の緑化施設については甲、公共施設の緑化施設については乙に帰属するものとする。

（個人情報の取扱い）

第7条 甲及び乙は、この事業の実施に当たり知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

（公開の原則）

第8条 「横浜市協働推進の基本指針」に基づき、事業に関する事項は公開を原則とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から _____ 年 月 日までとする。

(疑義事項の取扱い)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

(協定の解除)

第11条 前条の協議の結果、この事業の目的を達することができないと、甲又は乙が認めたときは、甲又は乙は協定を解除することができるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

別表

甲の役割	乙の役割
1 緑のまちづくり推進団体の運営	1 緑のまちづくり推進団体との連絡調整
2 地権者及び地域住民と横浜市との連絡調整	2 地域緑化計画に基づく公共施設の緑化及び維持管理の実施
3 地域緑化計画に基づく民有地の緑化の実施	3 緑のまちづくり推進団体への助成金の交付等による支援
4 地域緑化計画に基づく景観木の保全の実施	
5 地域緑化計画に基づく緑の維持管理活動の実施（地域住民への広報を含む。）	
6 事業の助成金の申請に関する事務	
7 乙からの助成を受けて取得した財産の管理	

_____ 年 月 日

甲 横浜市 _____
_____ 会

代 表 _____ (印)

乙 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市

横浜市長 林 文子 (印)

年 月 日

「地域緑のまちづくり事業に関する協定書」の添付書類の内容変更に係る変更届

（届先）

横 浜 市 長

申請者 (住 所)
(団 体 名)
(代表者氏名)

㊟

横浜市地域緑のまちづくり事業要綱第6条第4項に基づき、
(代表者印・推進団体規約・推進団体役員名簿)を次の通り変更しましたので、報告します。

<変更内容>

（変更前）

（変更後）

<変更理由>